

事例①

相談 上司から勤務時間終了後に仕事の打ち合わせをするとの連絡を受け、社外の店に同行した。そこで上司から性的な意味合いを持つ言動を受けたが、相手が上司であり、抗議することができなかった。

また、別の上司に相談したところ、「誘いを断らなかったあなたも悪い」「気に入られることは魅力があるから」などと、問題が正しく理解されなかった。

助言 相談者の意向を十分に聴いた後、それに沿って会社側に事情聴取を行い、事実経過を確認した上で、職場のセクシュアル・ハラスメントに関する法的な考え方について説明。相談者から聴取している経過が事実であれば、上司の言動はセクシュアル・ハラスメントに該当すること、相談を受けた別の上司の対応は適切でないことを伝えた上で、改めて男女雇用機会均等法に基づく適正な対処を要請したところ、会社側は調査を

行うとした。その結果、上司の言動をセクシュアル・ハラスメントであるとするともに、相談を受けた上司の対応も適切でなかったとして、相談者に対する謝罪、両上司に対する処分及び指導、再発防止に向けた社内研修の実施などの措置が行われた。

この一連の動きは、相談者の傷ついた心へのケアを第一に、相談の中で再度傷つけられるという二次被害防止に十分配慮して行った。また、相談者が会社以外に相談をしたことで不利益を被らないような配慮を行った。

今回の相談から、職場のセクシュアル・ハラスメントの相談は、労働条件や労働環境の改善のための法的知識や情報の提供などを行うことはもとより、何よりも被害者が受けた心の傷に配慮した相談対応やアドバイスが必要であることが教訓とされた。これを受け会社では、相談対応者を対象に、職場のセクシュアル・ハラスメント相談に特化した研修を実施している。

事例②

相談 内縁の夫から、産後直後から風俗関係の仕事に出るように強要され、夜中でも出て行かなければいけないため、体がしんどい。内縁の夫と縁を切りたいが、生活費はすべて内縁の夫が握っており、少ししか渡してくれないため、生活にも困る。また、言葉で脅されるなどの暴力も受けている。また、子どもの成長も心配である。

助言 新生児については、体重の増加不良もあり、病院で継続してフォローをしているものの、育児疲れや育児困難の可能性もあると考え、支援を行ってきた。相談者には、内縁の夫はいるものの、実質的に一人親家庭とのことから上記のような状況が続くようであれば、児童の育成にも良

くないと判断し、市児童福祉課、子ども家庭センター（児童相談所）、母子相談員にそれぞれ相談し、相談者への対応について連携を図った。

母子相談員と相談者が面接を繰り返し行った結果、相談者は内縁の夫から逃れるために他府県へ転居することを決意する。保健所は、転居後も児童が病院にかかることができるように、転居先の保健所に連絡をとる。相談者は、生活費の不安やこれまで受けてきた暴力から、はっきりとした拒否の姿勢が持ちにくく、内縁の夫の行動に振り回されることも多かったが、最終的には実家の母親に呼び戻され、現在実家で生活している。また、管内保健所に相談者の了解を得て、相談者の情報を送り、育児相談等のフォローをお願いした。

女性に関する主な相談機関

【総合相談】

- ・大阪府女性相談センター
東大阪市永和1-7-4 TEL 06-6725-8511
- ・大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）
大阪市中央区大手前1-3-49 TEL 06-6937-7800
06-6946-7890 (DV専用)

【配偶者暴力相談支援センターとして機能を果たす施設】

- ・中央子ども家庭センター TEL 072-298-8022 (DV専用)
- ・池田子ども家庭センター TEL 072-751-3012 (DV専用)
- ・吹田子ども家庭センター TEL 06-6380-0049 (DV専用)

- ・寝屋川子ども家庭センター TEL 072-828-0277 (DV専用)
- ・東大阪子ども家庭センター TEL 06-6721-2077 (DV専用)
- ・富田林子ども家庭センター TEL 0721-25-2065 (DV専用)
- ・岸和田子ども家庭センター TEL 0724-41-7794 (DV専用)

【職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談】

- ・大阪府総合労働事務所 TEL 06-6946-2601
- ・同事務所北大阪センター TEL 06-6872-3083
- ・同事務所南大阪センター TEL 072-258-7132

【学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談】

- すこやか教育相談（大阪府教育センター）
- ・子どもからの相談 TEL 06-6607-7361
- ・保護者からの相談 TEL 06-6607-7362